

生徒会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、千葉県浦安市立美浜中学校生徒会と称する。

(構成)

第2条 本会は、美浜中学校生徒で構成される。

(会員の権利・義務)

第3条 この会は、平等に次の権利と義務を有する。

- (1) 役員の選挙権及び被選挙権
- (2) 生徒総会に出席し、討議及びその議決に参加する権利と義務
- (3) この会の議決を守る義務
- (4) 会費を納める義務（特別の事情のある者は除く）

第2章 目 的

(目的)

第4条 本会は、規約に基づき、会員の自主的活動によって、民主的な学校社会の実現を図ることを目的とする。

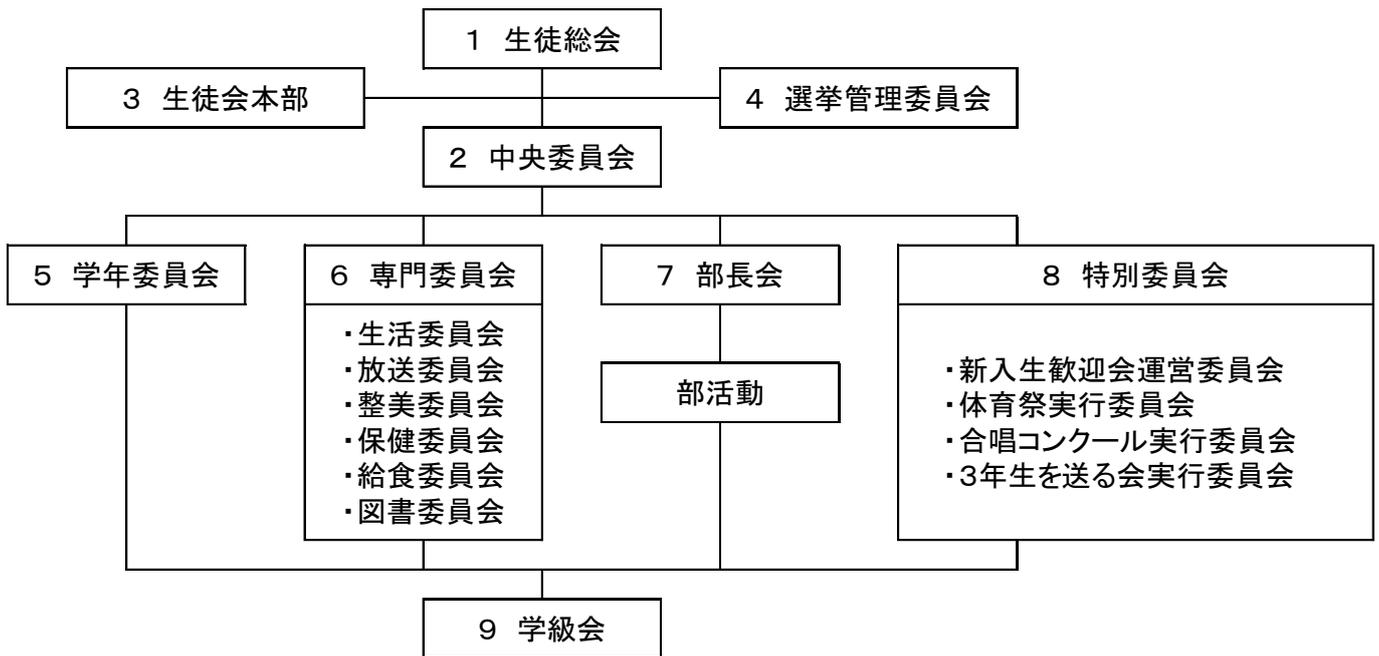
第3章 組 織

(組織)

第5条 本会は会の目的を達成するために、次の機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 中央委員会
- (3) 生徒会本部
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 専門委員会
- (7) 部長会
- (8) 特別委員会
- (9) 学級会

生徒会組織図



第4章 役 員

(役員)

第6条 本会は、会を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

(役員を選出)

第7条 役員は別に定める生徒会役員選挙規定に従って会員の中から選出する。ただし、役員は原則として、専門委員及び、学級委員をかねることができない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年を前期（4月～9月）と後期（10月～3月）に分け、後期から前期の1年間とする。再任は認められるが兼任は認められない。役員に欠員が出た時は、補欠選挙により補充する。補充による役員任期は、前任者の残留期間とする。

第9条 役員はそれぞれ次の仕事をする。

(1) 会長

(ア) 生徒会を代表し、会の運営などに対して責任を負う。

(イ) 総会・中央委員会及び役員会を招集する。

(ウ) その他、会の運営などに必要な仕事をする。

(2) 副会長

(ア) 会長の補佐をし、会の運営などに必要な仕事をする。

(イ) 会長不在の時は、会長の代理となる。

(3) 書記・会計

(ア) 生徒総会や中央委員会及び役員議事録の作成・整理・保管及び掲示板の管理にあたり、重要な事項については、その印刷と配付の中心となる。

(イ) 生徒総会や中央委員会及び本部に関する事項の連絡と通知をする。

(ウ) 本会全般の会計事務をとり、予算や決算に関する事項を生徒総会や中央委員会に提案し、生徒会予算の配当などをする。

(エ) その他、会の運営に必要な仕事をする。

第5章 生徒総会

(生徒総会)

第10条 生徒総会は本会最高の議決機関で、全会員により構成される。その度ごとに3名の議長団が役員外から選出される。この場合の3名の議長団は、議長1名と副議長2名により構成される。

(生徒総会の招集)

第11条 生徒総会は、次の場合に会長が招集する。

(1) 定期総会は年間で各1回。

(2) 臨時総会は各学級会より要求があった時。

(生徒総会の仕事)

第12条 生徒総会は、次の仕事をする。

(1) 予算・決算の承認をする。

(2) 役員承認をする。

(3) 規約の制定と改廃をする。

(4) 中央委員会により選出された諸議案の審議と決議をする。

(5) その他、重要事項も審議と決議をする。

(生徒総会の定員数)

第13条 生徒総会は、全会員の4分の3以上の出席によって成立し、議決には全会員の過半数の賛成を必要とする。

第6章 中央委員会

(中央委員会の目的)

第14条 中央委員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。

(中央委員会の構成)

第15条 中央委員会は生徒会本部役員、学級委員及び専門委員長により構成される。

(中央委員会の開催)

第16条 生徒会長は、毎月1回以上の定例会を招集し、議長として会の運営にあたる。また、生徒会長は、必要と認めた場合、中央委員の過半数の要求があった場合、及び生徒会本部から要請があった場合は臨時会を開く。

(中央委員会の定員数)

第17条 中央委員会の過半数の出席を定員数とする。

(中央委員会の議決)

第18条 中央委員会の議決には中央委員会構成員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会の仕事)

第19条 中央委員会は会員の意志を代表するものとして、次の仕事をする。

(1) 各学級の情報交換をする。

(2) 生徒会規約を基として、各種の細則を議決する。

(3) 生徒会本部、専門委員会、部長会及び学級会より提出された事項の審議をする。

(4) 特別委員会を設立する。

(5) 選挙管理委員会を設立する。(生徒会選挙規約については別に定める)

(6) 専門委員会の設立と委員承認をする。

第7章 生徒会本部

(生徒会本部の目的)

第20条 生徒会本部は、生徒総会及び中央委員会で議決された事項を遂行するための生徒会活動の中央執行機関である。

第21条 生徒会本部は、会長の招集によって毎月1回以上の定例会を開く。又、会長が必要と認めた時は、臨時会が開かれる。

(生徒会本部の仕事)

第22条 生徒会本部役員は次の仕事をする。

- (1) 生徒総会及び中央委員会で議決された事項を生徒会活動に反映させる。
- (2) 必要に応じて、中央委員会、専門委員会、部長会、学年委員会及び学級会に対し、それぞれの招集を要請する。

第8章 専門委員会

(専門委員会の種類)

第23条 本会は、本会の活動機関として、次の専門委員会を置く。(各クラス 男子1名 女子1名)

- ① 生活委員会 ② 整美委員会 ③ 放送委員会 ※③, ⑤, ⑥については、男女問わず2名
④ 保健委員会 ⑤ 給食委員会 ⑥ 図書委員会

(専門委員会の構成)

第24条 専門委員会は、各学級より選出された規定数の委員で構成し、委員の互選により、委員長1名、副委員長2名を選出し、顧問の承認を得る。

(専門委員の任期)

第25条 専門委員会の委員の任期は、1年間を前期(4月から9月)と後期(10月～3月)とに分け、原則として1期間とする。再任は認めるが、兼任は認めない。

(専門委員長の仕事)

第26条 各専門委員長は、毎月定例会を招集する。また、専門委員長は、必要と認めた場合、専門委員の過半数の要求があった場合、及び生徒会本部から要請があった場合は臨時会を開く。また、中央委員会に出席し、活動計画の審議や活動結果の報告を行う。

(専門委員会の機能)

第27条 各専門委員会は、中央委員会の方針に従い、具体的な活動計画をたて、中央委員会の議決を経て活動する。また、必要な場合は各学級で討議し、再度中央委員会で決議し、活動する。

第9章 部長会

(部の構成)

第28条 部は、本会員で構成され、運動部と文化部とに大別される。部活動については、別に細則を定める。

(部役員の選出)

第29条 各部は、部長・副部長をおくこと。部役員は、各部活動を推進する。

(部長会の開催)

第30条 各部は、具体的な活動計画をたて、活動する。部長が必要と認めた場合及び生徒会本部より要請があった場合は部長会を開く。

(部長会の仕事)

第31条 部長会は、各部の連絡及び活動計画、運営の実際について討議する。

第10章 学年委員会

(学年委員会の構成)

第32条 学年委員会は学級委員により学年ごとに構成され、その中より互選で、委員長1名、副委員長1名、書記2名を選出する。

(学年委員会の開催)

第33条 学年委員長は、毎月1回以上の定例会を招集し、学年の問題について話し合う。また、学年委員長は、必要と認めた場合、学年委員の過半数の要求があった場合、及び生徒会本部から要請があった場合は臨時会を開く。

第11章 学級会

(学級組織)

第34条 各学級は、学級の運営を円滑に行うため、次の役員を学級内の互選により選出する。

- (1) 学級委員長 (1名)
- (2) 副学級委員長 (1名)
- (3) 議長 (2名)

- (4) 書記(2名)
- (5) 各専門委員(規定数)

(学級役員の任期)

第35条 学級役員(学級役員)の任期は、1年間を前期(4月～9月)と後期(10月～3月)とに分け、原則として1期間とする。再任は認めるが、兼任は認めない。

(学級役員の仕事)

第36条 各学級役員は、それぞれ次の仕事をする。

- (1) 学級委員は、学級を代表し、中央委員を兼ね、学級の自主的な活動の中心となる。
- (2) 議長は、学級会の運営にあたる。
- (3) 書記は、学級全般の記録をとり、整理する。
- (4) 各専門委員は、学級内での専門の仕事の運営に参加し、その中心となる。

第12章 特別委員会

(特別委員会の設置)

第37条 特別委員会は、次の場合に一時的に置かれる。

- (1) 中央委員会が必要と認めた場合。
- (2) 生徒会本部より中央委員会に対し、特別委員会設置の要請があり、それを中央委員会が受諾した場合。

(評議会による特別委員の承認)

第38条 特別委員の承認をはじめ、同会の運営と活動に関する事項は中央委員会で決定される。

第13章 会計

(生徒会会費)

第39条 本会の会員は、本会の運営、活動に必要な経費として会費を納める。なお、会費については別に定める。

(会費の支出目的)

第40条 本会の会費は、本会の活動目的を達成するために支出される。

(会計報告の義務)

第41条 本会の役員は、会計事務をとり、会計報告をする。

(会計監査)

第42条 生徒会本部が生徒総会で会計報告を行い、一般生徒がそれを承認することにより、監査とする。

(会計の有効期間)

第43条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第14章 改正

(改正の定員数)

第44条 この規約の改正は、中央委員会の委員の3分の2以上の賛成で中央委員が発議し、生徒総会に提出して、その承認を得なければならない。その承認には、出席者全員の総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第15章 補足

(職員の助言)

第45条 本会は、本会の活動目的を達成するために職員の助言と指導を受ける。

(生徒会本部役員(生徒会本部役員)の任命)

第46条 校長は、生徒会本部役員・学級委員・専門委員長(専門委員長)の任命を行う。

(校長の決定権)

第47条 本会に関する一切の活動についての最終決定は、指導顧問を経て校長が行う。

付則

- ① この規約は昭和60年9月30日から施行する。
- ② この規約は平成7年4月1日から施行する。
- ③ この規約は平成9年4月1日から施行する。
- ④ この規約は平成16年4月1日から施行する。
- ⑤ この規約は平成21年4月1日から施行する。
- ⑥ この規約は平成21年10月1日から施行する。
- ⑦ この規約は平成23年4月1日から施行する。
- ⑧ この規約は平成28年4月1日から施行する。
- ⑨ この規約は令和2年4月1日から施行する。
- ⑩ この規約は令和7年4月1日から施行する。

生徒会選挙規約

- 第1条 この選挙規約は、美浜中学校生徒会規約の生徒会役員選挙に適用する。
- 第2条 選挙は、生徒会役員の任期満了前に行う。
- 第3条 選挙事務を処理するため、選挙管理委員会を設ける。
- 第4条 選挙管理委員会は、各学級より1名ずつ選出する。
- 第5条 選挙管理委員会は、互選により委員長を1名、副委員長を2名おく。
- 第6条 選挙管理委員会は、以下のことを行う。
- (1) 選挙の公示
 - (2) 立候補者の受付と発表
 - (3) 立会演説会の開催
 - (4) 投票および開票
 - (5) 当選の確認と発表
 - (6) その他、選挙管理に必要な事項
- 第7条 選挙の公示は原則的に投票日の14日前までに行う。
- 第8条 立候補者は本会員に限る。定められた様式による立候補用紙に所定の事項を記入し、応援責任者を募って、立候補募集期間中に届け出なければならない。
- 第9条 選挙運動は、選挙管理委員会の定める期間および時間内に行う。
- 第10条 選挙ポスターは、字体、色彩は制限しないが、選挙管理委員会の認印がないものは、無効とする。枚数は1枚、昇降口に掲示する。
- 第11条 選挙は下記の候補に分けて行い、それぞれ単記名投票とし、投票は立会演説の後に行う。
- (1) 会長候補 2年1名
 - (2) 副会長候補 2年1名
 - (3) 書記候補 1年2名
 - (4) 会計候補 2年1名 1年1名
- 第12条 競争選挙の場合、得票数の最高者を当選者とする。
得票数が同じ場合は、別の日を設けて、得票同数者のみ再度選挙を行う。
- 第13条 立候補者が定数を越えない場合、信任投票を行い、有効投票の過半数を越えた時信任されたものとする。
- 第14条 立候補者が定数に満たない場合、中央委員会の決定に従い、補欠選挙を行うこととする。
- 第15条 開票は、選挙管理委員会が行う。投票の有効・無効の認定は選挙管理委員会が決定する。
- 第16条 当選後、著しい違反行為が認められた場合は、選挙管理委員会の決定に基づき当選を取り消す。この場合、後日補欠選挙を行う。

- ① この規約は昭和60年9月30日から施行する。
- ② この規約は平成26年1月1日から施行する。
- ③ この規約は令和2年4月1日から施行する。